

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年10月20日午後1時30分から令和5年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新 一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新 浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和 弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫 充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦 子
第7番委員	高橋 重 貴	第17番委員	小嶋 教 三
第8番委員	及川 宏 和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿 哉	第19番委員	高橋 正 則
第10番委員	高橋 義 隆	第20番委員	菊地 成 壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補 佐	高橋 真一郎
係 長	藤原 一 裕
主 事	巴 春 菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	藤原 一 裕
主 事	巴 春 菜

- 議 長 只今から令和 5 年第 11 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13 時 30 分
- 議 長 只今の出席委員は、20 名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には 6 番松本隆委員、7 番高橋重貴委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第 4、議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局、説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号 1 番の案件について 17 番小嶋教三委員より報告願います。  
第 1 7 番委員 17 番小嶋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
10 月 18 日午後、永岡地区の松本隆委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
申請人の■■■■さんが、自宅の庭を拡張するため、自己所有の畑を転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。  
一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により

実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。

現地は、周辺が宅地及び農地と接しておりますが、十分な転圧を行い、土砂の流出を防止するほか、雨水については自然浸透とする計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について9番有住寿哉委員より報告願います。

第9番委員

9番有住です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

10月17日午前に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の巴主事と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が宅地分譲地5区画を造成するため、[ ]さんの田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。

現地は、北側が山林、西側が太陽光パネル、南側が宅地、東側が宅地及び一部畑と接しておりますが、十分な転圧、法面施工により土砂の流出を防止するほか、雨水については、可変側溝を設置し流出を防止する計画になっていることから、周辺への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第6、議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局、説明を求めます。

事 務 局 長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について12番佐藤浩幸委員より報告願います。

第 12 番 委 員

12番佐藤です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

10月17日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、                    さんが共同住宅1棟、10世帯分を建築するため、自身が所有する農地を転用する計画で、令和5年7月の農業委員会会議で許可相当の意見決定をし、令和5年8月29日に岩手県知事の許可を受け、事業実施を行う計画であったところです。

今回の申請に至った経緯ですが、当初は自己資金のみで実施する計画としていたが、近隣の賃貸アパートが供給不足になっていること等から、金融機関の融資を活用し、建築戸数を2棟、22世帯に拡大する計画へ変更したいとのことで、申し出がありました。

現地を確認したところ、路盤整備の最中でありましたが、計画変更に伴い擁壁を設置する箇所を増やす計画になっており、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

また、変更後の事業計画は、変更前の事業計画に比べ、アパートが供給不足になっている等の理由により緊急性及び必要性が認められることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第7、議案第4号 農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号1番の案件について16番岩野悦子委員より報告願います  
第16番委員 16番岩野です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
10月18日午前に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は車庫や物置等の建物敷地及び通路となっています。  
現況に至った経緯ですが、昭和53年頃に、亡き父親が自宅の新築にあわせて、車庫や物置を建築するとともに、宅地への通路を整備し、現在まで利用してきたとのことでした。  
今回、自宅を建て替えるため調査を行ったところ、農地であることが判明し、農地法の適用外証明願の手続きが出されました。  
現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり車庫、物置、敷地内通路として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。  
なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。  
以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断致しました。  
以上で現地報告を終わります。
- 議 長 ご苦労様でした。  
つづいて、番号2番の案件について11番高橋新一委員より報告願います。  
第11番委員 11番高橋です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
10月18日午後に、永岡地区の松本隆委員、小嶋教三委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は豚舎の一部及び通路となっています。  
現況に至った経緯ですが、昭和58年及び平成元年に、隣接地に豚舎

を建築した際、誤って申請地にはみ出して建築されていたとのことです。

今回、新しく建設した豚舎を登記するにあたり調査を行ったところ、農地にはみ出していることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり豚舎及び通路として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

つづいて、番号3番の案件について8番及川宏和委員より報告願います。

第 8 番 委 員

8番及川です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。

10月17日午前、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の巴主事と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は申請人が経営する民宿の一部及び通路となっています。

現況に至った経緯ですが、平成8年に民宿を建築した際に、宅地と畑の境界が明確ではなかったためはみ出して建築するとともに、通路としてアスファルト舗装を行い、現在まで利用してきたとのことです。

今回、自宅を建て替えるため調査を行ったところ、民宿が農地にはみ出していること等が判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり民宿及び敷地内通路として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 農地法の適用外証明願の審査について、賛成する委員

- 議 長 の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——  
 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、証明することに決定しました。
- 議 長 日程第 8、議案第 5 号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について  
 を議題とします。  
 事務局 説明を求めます。  
 事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 ここで、利用権設定番号 1 番の案件について  
 4 番倉田和久委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当して  
 おりますので退席を命じます。  
 ——4 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 1 番の案件について質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号 1 番の案件について  
 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 4 番倉田和久委員の入席を許します。  
 ——4 番委員入席——
- 議 長 4 番倉田和久委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 それでは、議案第 5 号の利用権設定番号 2 番から 5 番の案件につい  
 て、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第 5 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の  
 とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
 令和 5 年第 11 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さま  
 でした。

時間 14 時 15 分